

議案第 1 1 号

向日市事務分掌条例の全部改正について

向日市事務分掌条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市事務分掌条例

向日市事務分掌条例（平成16年条例第13号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、次の部を設置する。

ふるさと創生推進部

総務部

環境経済部

市民サービス部

建設部

上下水道部

（分掌事務）

第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。

ふるさと創生推進部

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 市政の総合的な計画、企画及び調整に関すること。
- (3) 広報及び広聴に関すること。
- (4) 観光に関すること。
- (5) 市民協働に関すること。
- (6) 人権政策に関すること。
- (7) 男女共同参画に関すること。

総務部

- (1) 議会に関すること。
- (2) 契約及び財産管理に関すること。
- (3) 統計に関すること。
- (4) 自治振興に関すること。
- (5) 財政に関すること。
- (6) 職員に関すること。
- (7) 電子自治体に関すること。
- (8) 情報公開に関すること。
- (9) 個人情報保護に関すること。
- (10) 他の部の所管に属さないこと。

環境経済部

- (1) 防災に関すること。
- (2) 防犯に関すること。
- (3) 環境保全に関すること。
- (4) 廃棄物の減量及び収集に関すること。
- (5) 市税に関すること。
- (6) 商工業に関すること。
- (7) 農林業に関すること。

市民サービス部

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 生活保護に関すること。
- (3) 障がい者福祉に関すること。
- (4) 高齢者福祉に関すること。
- (5) 母子福祉に関すること。

- (6) 児童福祉に関すること。
- (7) 介護保険に関すること。
- (8) 健康づくり及び保健予防に関すること。
- (9) 国民健康保険に関すること。
- (10) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (11) 国民年金に関すること。

建設部

- (1) 都市計画及び土地利用に関すること。
- (2) 開発指導に関すること。
- (3) 土地区画整理事業に関すること。
- (4) 市施設の営繕に関すること。
- (5) 住宅政策及び空家対策に関すること。
- (6) 道路、河川その他土木に関すること。
- (7) 公園及び緑化に関すること。
- (8) 交通に関すること。

上下水道部

下水道に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(向日市行財政改善審議会条例の一部改正)

2 向日市行財政改善審議会条例（昭和60年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市長公室」を「ふるさと創生推進部」に改める。

(向日市総合計画審議会条例の一部改正)

3 向日市総合計画審議会条例（平成2年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条中「市長公室」を「ふるさと創生推進部」に改める。

（向日市特別土地保有税審議会条例の一部改正）

4 向日市特別土地保有税審議会条例（昭和53年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部税務課」を「環境経済部」に改める。

（向日市福祉問題審議会条例の一部改正）

5 向日市福祉問題審議会条例（昭和55年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条中「健康福祉部」を「市民サービス部」に改める。

〈参 考〉

向日市行財政改善審議会条例の一部改正（附則第2項関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>ふるさと創生推進部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>市長公室</u> において処理する。

向日市総合計画審議会条例の一部改正（附則第3項関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>ふるさと創生推進部</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>市長公室</u> において処理する。

向日市特別土地保有税審議会条例の一部改正（附則第4項関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>環境経済部</u> において処理する。	(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>総務部税務課</u> において処理する。

向日市福祉問題審議会条例の一部改正（附則第5項関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(庶務) 第9条 審議会の庶務は、<u>市民サービス部</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第9条 審議会の庶務は、<u>健康福祉部</u>において処理する。</p>